

「佐波川の未来を考える学識懇談会」 設立趣旨

山口県のほぼ中央部に位置する佐波川流域は、防府市、山口市、周南市の3市からなり、江戸時代には製塩業、現在では輸送用機械器具製造業が集積する周南工業地帯の一翼をになう防府市市街地を氾濫域にもつ、瀬戸内海沿岸地域における社会、経済、文化の基盤をなしてきました。佐波川は、大正7年7月、昭和26年7月などをはじめ、近年では昭和47年7月に水害を受けたことから、治水面ではこれまで以上の整備が期待されている一方、環境面など多様な価値観にも配慮した整備・保全・管理が求められており、治水・利水・環境という見地から「佐波川」を考え、河川のみでなく流域全体として様々な水問題、「佐波川」にまつわる水循環を捉えて、流域住民と一体となった川づくりが求められています。

河川法では、河川の整備を進めるにあたって、同法16条で河川の工事・維持についての基本計画である「河川整備基本方針」、同法16条の2では基本方針に沿って河川整備を実施する区間の整備に関する計画である「河川整備計画」を定めることとなっています。

佐波川では平成18年11月に長期的な河川整備の方針を定めた「佐波川水系河川整備基本方針」が策定され、この決定を受けて中国地方整備局は、佐波川の整備や管理にかかるこれまでの経緯を踏まえ、今後20～30年間の佐波川の整備・管理の内容を具体化する河川整備計画の検討を行っております。

「佐波川水系河川整備計画」の検討を進める上で、河川法第16条の2第3項（「佐波川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない（抜粋）」）により、佐波川に関わりが深く専門的知識を有する学識経験者の方々から意見を聴くことを目的として「佐波川の未来を考える学識懇談会」を設立します。